

# お知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は「年金からの納付」から「口座振替」への変更が選択できます

後期高齢者医療制度の保険料は、原則、年金からの支払い（年金天引き）となっておりますが、申請により口座振替による支払いが可能になります。（保険料の総額は変わりません）

☆年金天引きから変更すると

所得税・住民税の申告をする際、年金天引きで納付された保険料の「社会保険料控除」が適用されるのは被保険者本人のみです。しかし、ご家族等の口座から振り替えた場合、保険料を納めた方（口座名義人）が「社会保険料控除」の適用を受けることができます。

☆口座振替をご希望の場合は次の順にお手続きください

- ①金融機関の窓口にて「口座振替依頼書」の提出（用紙は市内の各店舗に備え付けてあります）
- 必要なもの 通帳、通帳印等（詳細は各金融機関にお問合せください）

- ②市役所本庁または各出張所にて「納付方法変更申出書」の提出
- 必要なもの 「口座振替依頼書」

のお客様控え（金融機関で受付済みのもの）、印鑑（自動印不可）  
☆お手続きはお早めに

平成23年1月31日(月)までの手続き分については、4月以降の年金天引きが停止となり、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。（期限を過ぎて申し出た場合は、変更時期が遅くなる場合があります）

※取扱金融機関：千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、千葉信用金庫、銚子商工信用組合、山武郡市農業協同組合、全国のゆうちょ銀行（郵便局）

問 市民課高齢者医療年金係

☎801142

新成人のみなさん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納付することになります。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで重い障害が残ったときや、18歳未

満の子を残して父親が亡くなったときなど、人生をサポートします。

	加入者	加入手続き	保険料の納付
第1号被保険者	学生 自営業者など	市役所窓口	自分で納付
第2号被保険者	会社員 公務員など	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	なし (配偶者の加入制度が負担)

第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。この申請をしないと、まま保険料が未納となっていると「障害年金が受け取れない」など、思わぬ事態となりますのでご注意ください。

問 市民課高齢者医療年金係

☎801142

年間の離着回数の増便に伴う  
成田国際空港の  
飛行ルート一部変更

成田国際空港では、年間の離発着回数30万回を可能にするため、飛行ルートの一部変更が必要になります。

山武市に係る飛行ルートの変更は、混雑防止対策として次の条件を全て満たした場合に行われます。

対象 南風時にA滑走路から九十九里方面に離陸する航空機ルート 市内上空で右側旋回します。

条件

- ①混雑等の航空管制上必要な場合であること。
- ②高度6,000フィート(約1,800m)に到達していること。
- ③騒防法1種区域の外側に達していること。

※実際に変更されたルートでの飛行は、関係機関との調整後になります。

問 空港対策室

☎0479(80)7115

